

ちた行革プラン 2024（案）

令和6年度～令和10年度

令和6年 月

知 多 市

目 次

第1	策定の背景	1
1	社会情勢の変化	1
2	本市を取り巻く環境変化	3
第2	基本方針	7
1	目標	7
2	計画期間	7
3	取組の視点	7
第3	主要取組項目	8
第4	プランの推進と進行管理	10
1	取組の実施状況の点検	10
2	プランの見直し	11
3	推進体制	11

第1 策定の背景

1 社会情勢の変化

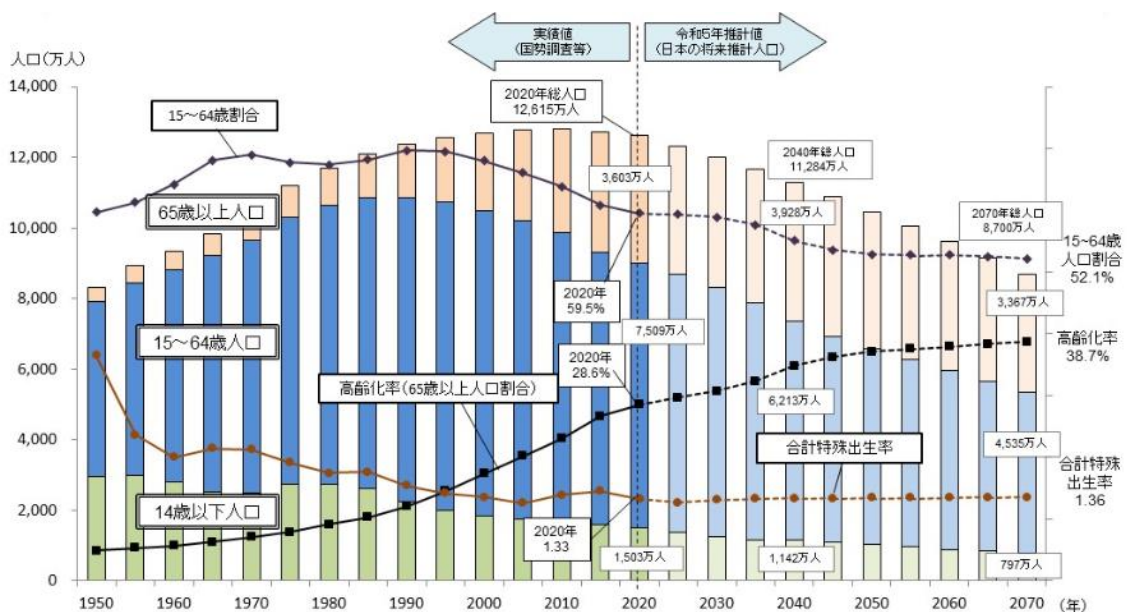
(1) 人口減少・少子高齢化

国勢調査における日本の総人口は、平成 22(2010)年の 1 億 2,806 万人をピークに減少が続いており、令和 2 (2020)年では、1 億 2,615 万人となっています。

年齢別人口割合で見ると、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)の減少が続く一方で、老年人口(65歳以上)は、年々増加しています。また、令和 4 (2022)年の出生数は、明治32(1899)年の統計開始以来、初めて80万人を下回り、国立社会保障・人口問題研究所の想定より 8 年早いペースで少子化が進んでいます。

このまま人口減少・少子高齢化が進めば、令和52 (2070)年には、総人口が9,000万人を割り込み、年少人口割合は、令和 2 (2020)年の11.9%から9.2%、老年人口割合は、令和 2 (2020)年の28.6%から38.7%になると推計されています。

図1 日本の人口推計



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

出典：厚生労働省 HP

(2) デジタル化

デジタル技術の高度化、AI・ロボット等の技術革新等の急速な進展により、人々のライフスタイルや働き方が多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機に、非接触・非対面による活動を可能とする ICT やデジタル技術が社会・経済活動において果たす役割は重要なものとなっています。

さらに、国においてもデジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決を目指すデジタル田園都市国家構想を推進しています。

(3) SDGs の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標であり、17のゴールと169のターゲットが示されています。その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

日本においても、SDGs の実施を推進するため、平成 28(2016)年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施方針」を策定し、国家戦略としての取組を進めるとともに、社会、環境などの多様な分野の課題解決における SDGs の意識が広がっています。

(4) 働き方改革

人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や働く人のニーズの多様化などの課題を解決するために、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を目指す「働き方改革」が推進されています。

働き方改革の推進は、仕事の生産性の向上やワーク・ライフ・バランスの実現にもつながり、働く人がやりがいをもって働けるようになることが期待されています。

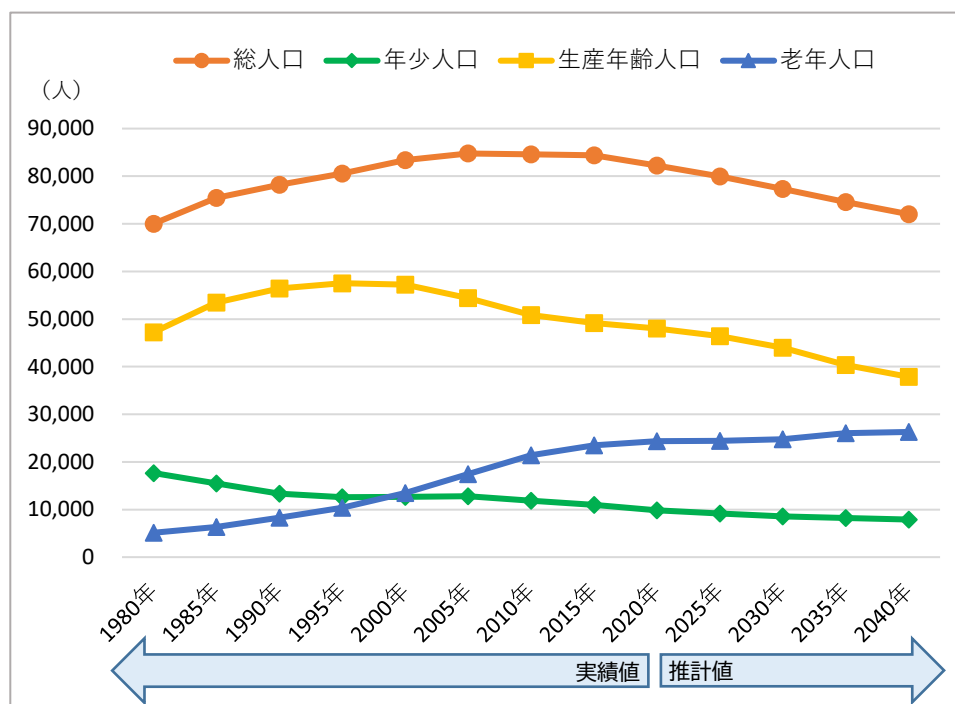
2 本市を取り巻く環境変化

(1) 人口減少・少子高齢化

本市の人口は、市制施行した昭和45(1970)年以降増加し続けてきましたが、平成27(2015)年の国勢調査において初めて人口の減少が確認され、令和2(2020)年は、8万4,364人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和2(2020)年から令和27(2045)年までの25年間で総人口は、1万2,308人減少し、年齢別人口割合では、年少人口(14歳以下)は、令和2(2020)年の13.0%から11.0%、生産年齢人口(15~64歳)は、59.0%から52.5%、老年人口(65歳以上)は、28.0%から36.5%となる見込みです。

図2 知多市の人口推計



出典：RESAS

平成30(2018)年から令和4(2022)年までの5年間で出生数と死亡数の推移をみると、出生数が減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、出生数と死亡数の差である自然増減数は、5年間で1,241人の減少となっ

ており、人口減少と少子化がより一層進んでいます。

また、令和2(2020)年の国勢調査における高齢化率(65歳以上人口割合)は、28.0%と県全体の25.3%と比べても高く、知多半島5市5町では、南知多町、美浜町に次いで3番目に高い値となっています。

図3 知多市の出生数と死亡数の推移

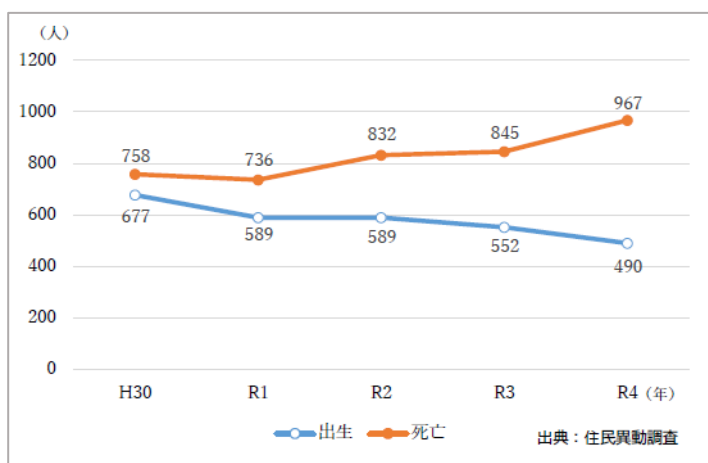


表1 知多半島5市5町高齢化率

1	南知多町	38.9%
2	美浜町	30.4%
3	知多市	28.0%
4	阿久比町	26.6%
5	東浦町	26.1%
6	常滑市	25.4%
7	武豊町	25.2%
8	半田市	24.5%
9	東海市	22.6%
10	大府市	21.7%

(参考) 愛知県 25.3%
出典：R2 国勢調査

人口減少により、長期的には税収を始めとする歳入の減少が見込まれ、また、高齢化の進展に伴い社会保障関係費等が増加し、行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

また、今後、更なる労働力人口の減少が見込まれることから、市民サービスを維持していくために、より一層の業務の効率化を図る必要があります。

(2) 新庁舎整備

令和9(2027)年の供用開始に向け、現在、市役所新庁舎の整備を進めています。電子申請を始めとする行政手続きなどのデジタル化が進む中で、市民にとってわかりやすく利用しやすい窓口や職員の新たな働き方への対応が必要となる他、新庁舎への移転に合わせて、窓口・執務機能の充実が求められています。

社会環境の変化や市民のニーズを適切に捉え、将来を見据えたサービスのあり方を考えていく必要があります。

(3) 公共施設の老朽化

本市の公共施設の多くは、市制施行の昭和45(1970)年から昭和61(1986)年までにかけて一斉に整備しており、整備後30年以上が経過しています。

公共施設等の資産の老朽化の度合いを表す有形固定資産減価償却率は、68.2% (R3) と全国平均の59.7%を上回っており、施設の長寿命化や将来の人口減少を見据えた再編・統廃合が急務となっています。

(4) 財政の硬直化

財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率※は、令和4(2022)年度において90.4%となっており、令和元(2019)年度の93.5%より減少しているものの、依然として、名古屋市を除く県内市平均(86.1%)を上回っています。

経常収支比率が高いということは、自由に使えるお金が少なく、将来のまちの発展に向けた投資的事業や災害対応の強化等に割り当てることができるお金の余裕がないことを表しています。

当初予算編成においても、不足する財源を補うための財政調整基金の取崩しが常態化しています。

今後も、高齢化の進展により扶助費の増加が見込まれることから、既存事業の見直しや業務の効率化など経常経費を削減する取組が必要となります。

※経常収支比率：人件費や扶助費、公債費等の毎年経常的に支出される経費に、市税や地方交付税等の経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示したもの

図4 経常収支比率の推移

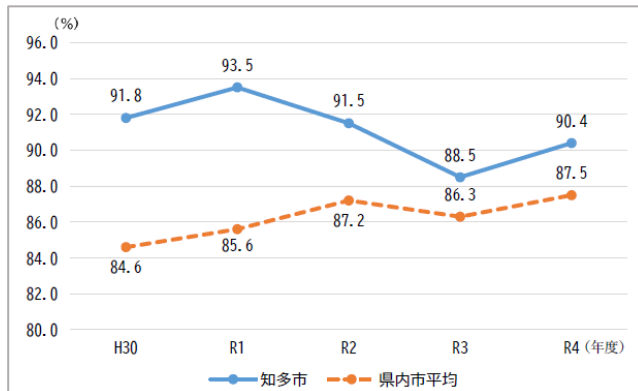


表2 令和4年度 経常収支比率
県内市比較

(名古屋市を除く県内 37 市で率の高い順)

1	長久手市	95.1%
2	高浜市	94.9%
3	春日井市	94.2%
:		
11	知多市	90.4%

(参考) 半田市 82.9% 常滑市 80.6%
東海市 82.5% 大府市 83.4%

(5) 業務量の増

近年、ライフスタイルの変化によって市民のニーズが多様化・複雑化しており、行政においても仕事の幅が広がっています。

また、災害対応や感染症対策など、状況の変化に応じた迅速な対応が求められています。

このような要因から、本市においても多くの部署で業務量や職員の負担が増加傾向にあり、新たな行政課題に対応するために、業務の効率化を図る必要があります。

第2 基本方針

1 目標

「時代の変化に対応した未来を見据えた行政の実現」

急速なデジタル化や、感染症、物価高騰、災害など予測できない事態の発生といった急激な社会環境の変化に柔軟に対応できる体制をつくる。

2 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

3 取組の視点

「1 目標」を実現するため、以下の4つの視点で改革に取り組みます。

(1) 市民サービス向上の視点

急速な社会環境の変化、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政に対する市民のニーズも大きく変化しています。こうした変化に対応したサービスへの転換を図り、市民の満足度の向上を目指す必要があります。

(2) 業務効率化の視点

限られた財源や人的資源で、新たな行政ニーズに対応するためには、真に必要な市民サービスの精査や、既存業務の効率化が必須となります。発展が著しいデジタル技術を活用し、紙ベースや手作業での事務処理を見直すなど、業務改革を進める必要があります。

(3) 持続可能な財政運営の視点

「緊急財政改善プラン」（令和3年策定）の取組の効果や市税収入の増加により、令和2年度以降、市の基金残高は増加しているものの、経常収支比率は依然として高い状態にあります。

今後、新庁舎整備などの大型事業や老朽施設の更新などを控えており、

市民サービスを安定的に提供し続けるためには、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に取り組む必要があります。

(4) 職員力・組織力強化の視点

限られた職員数で、充実した市民サービスを提供するためには、職員の能力を最大限に引き出すことが必要であり、行政改革の実現に向けては、その担い手となる職員の意識改革が最も重要です。

職員一人ひとりの政策立案能力の向上に加え、職員が能力を最大限に発揮できる働き方、組織づくりが必要です。

第3 主要取組項目

「第2 基本方針」の「3 取組の視点」に基づき、以下の5つを主要な取組項目とします。

(1) スマート自治体への転換

ア 新庁舎において、利便性の高い市民サービスを提供するため、窓口業務のあり方、デジタル技術を活用した業務改善を検討します。

イ 社会環境の変化に対応した市民サービスを実現するため、デジタル技術とマイナンバーカードを活用した抜本的な業務の見直しを図ります。

(2) 市民サービスの向上と事務事業の効率化

ア 市民ニーズに即したサービスを提供できるよう、事務事業やサービス水準の質や量、実施方法等の点検を行い、行政のスリム化・効率化を図ります。

イ 新たな市民ニーズに対応するため、既存事業のスクラップアンドビルドを進めるとともに、事務効率を上げることで職員の働き方改革の推進を図ります。

(3) 民間活力の有効活用

限られた経営資源で質の高い市民サービスを提供するために、民間の経営資源を積極的に活用します。

(4) 健全で持続可能な財政基盤の確立

新庁舎整備を始めとする大型事業や公共施設の老朽化対策、少子高齢化対策等による歳出の増加が予測される中、持続可能な財政運営を堅持するため、歳入確保や歳出削減の取組をより一層推進します。

(5) 職員の意識改革と組織の活性化

ア 職員それぞれの能力が最大限発揮されるよう、柔軟で多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、個々の職員のやる気・モチベーションを引き出せるような職場環境づくりを進めます。

イ 行政改革や働き方改革を推進するためには、職員一人ひとりが主体的に改革に取り組み、各職場における日々の業務改善を積み重ねていくことが非常に重要です。そのため、すべての職員がやりがいを持って主体的に業務に取り組むことができる組織風土及び職員の意識改革を推進します。

第4 プランの推進と進行管理

1 取組の実施状況の点検

総合計画に基づく実施計画の策定や予算編成など、庁内マネジメントシステムの中で取組事項の実施状況を点検します。

また、進捗管理指標として次の項目を設定し、毎年度点検を行います。

【進捗管理指標】

(1) スマート自治体への転換 (2) 市民サービスの向上と事務事業の効率化	
電子申請件数	【基準】 341件 (R4) 【目標】 700件 (R10)
行政手続きのキャッシュレス決済 利用件数	【基準】 3,000件 (R5見込み) 【目標】 6,000件 (R10)
「行政サービスや手続きが便利で ある」と思う市民の割合 (市民アンケートより)	【基準】 48.7% (R1) 【目標】 60%以上 (R10)
AI・RPA活用業務数	【基準】 16業務 (R4) 【目標】 20業務 (R10)
AI・RPA導入による業務の削 減時間数	【基準】 700時間 (R4) 【目標】 900時間 (R10)
(3) 民間活力の有効活用	
大学・企業・NPO等との 連携事業数	【基準】 53事業 (R4) 【目標】 80事業 (R10)
指定管理者制度導入施設数	【基準】 26施設 (R5) 【目標】 31施設 (R10)
(4) 健全で持続可能な財政基盤の確立	
行革効果額	【目標】 令和6年度から10年度ま での5年間で35億円以上の効果額を 確保
経常収支比率	【基準】 90.4% (R4) 【目標】 90.4%以下 (R10)
健全化判断比率	【基準】 早期健全化基準未満 (R4) 【目標】 早期健全化基準未満を維持

(5) 職員の意識改革と組織の活性化	
業務改善提案 (職員提案・組織提案)の件数	【目標】計画期間中累計100件以上
職員1人1月当たりの 時間外勤務時間	【基準】10.1時間 (R4) 【目標】10時間以内 (R10)
職員1人当たりの年次有給休暇 取得日数	【基準】13.4日 (R4) 【目標】14日以上 (R10)
職員の育児休業取得率(1週間以上 の取得率)	【基準】男性 52% (R4) 女性 100% (R4) 【目標】男性 85%以上 (R10) 女性 100%を維持 (R10)

2 プランの見直し

社会環境の変化やデジタル技術の進展、取組の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。また、職員提案を継続して実施し、改革実現に向けて、より効果的なアイデアを追加するほか、新庁舎における働き方や市民サービスのあり方が明確になった段階でも、取組項目の変更・追加を検討します。

3 推進体制

本プランの取組項目は、全庁的に取り組む必要がある事項が中心となっていることから、庁内に推進部会を組織し、プランの進行管理と見直しを行うとともに、職員全員、組織全体で行政改革に積極的に取り組む機運の醸成と改革の実現に取り組めます。



梅香る わたしたちの緑園都市

ちた行革プラン 2024（案）

令和6年 月策定

知多市企画部企画情報課、総務部財政課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話 企画部企画情報課 0562-36-2639（直通）

総務部財政課 0562-36-2631（直通）

F A X 0562-32-1010

U R L <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail kikaku@city.chita.lg.jp

zaisei@city.chita.lg.jp